

社会福祉法人日置福祉会定款細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人日置福祉会（以下「法人」という。）が法令、定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、理事長の専決事項の範囲及び常務理事の業務について必要な事項を定めるものとする。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第24条の規定により理事長が専決することのできる事項は次のとおりとする。

- 1 「施設長（管理者）の任免その他重要な人事」を除く職員の任免に関すること
- 2 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- 3 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 4 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア) 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ) 施設整備の保守管理、物品の修理等
 - ウ) 緊急を要する物品の購入等

なお、理事長が専決できる契約の金額及び範囲は次のとおりとする。

- ① 工事又は製造の請負 250万円以下
- ② 食料品、物品の買入 160万円以下
- ③ その他法人、施設及び事業の日常的な運営に関する契約 100万円以下
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 利用者の日常の処遇に関すること
- 10 寄付金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）

(常務理事の業務)

第3条 定款第17条2項の規定により、常務理事の業務の範囲については次のとおりとする。

- 1 理事長の業務執行に関する補佐

- 2 理事会運営規程第4条1項及び評議員会運営規程第4条の規定に基づく理事会又は評議員会の招集
- 3 理事会運営規程第8条の規定に基づく理事会の議長
- 4 理事会及び評議員会における議題に関する報告又は説明（ただし議長の許可を得た上で、事務局職員等に報告又は説明をさせることができる）
- 5 評議員会への出席
- 6 その他、理事長の専決事項以外の法人内部における契約のサインや事業費の支出の決済（法人運営に重大な影響があるものを除く）

附 則

この定款細則の改正は、平成29年7月1日から施行する。